

給付年金コーナー

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、令和2年1月1日から令和2年12月31日までに納められた保険料の全額ですが、過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけではなく、配偶者やお子様等の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除を受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、本年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬頃に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。なお、本年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方へは、来年の2月上旬頃に送られます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎27・6560

★わが家のアイドル★ 1歳になったよ!!

広報「ながとろ」では、毎号満1歳～1歳半位までの赤ちゃんを紹介しています。掲載を希望される方は、お子さんの顔写真にコメント（20文字以内）を添え、掲載したい広報発行月の前月1日までに企画財政課（2階）までお申込みください。申込書は町のHPよりダウンロードできます。応募が多く希望月に掲載できなかった方は、順次掲載いたします。

問合せ 企画財政課企画財政担当 ☎66・3111 内線222

12月の納期

- 固定資産税（第3期分）
- 国民健康保険税 普通徴収（第6期分）
- 介護保険料
 - 特別徴収（第5期分） 今月支給される年金から天引きされます。
 - 普通徴収（第6期分）

◎介護保険料の納め忘れはありませんか。介護保険料を滞納すると、滞納期間に応じて保険給付の制限を受ける場合があります。介護サービスが必要となったときに安心してサービスを利用できるよう、保険料の納付にご協力をお願いします。納付は、お送りしてある納付書を持参して、役場又は金融機関で納めてください。（納付書をなくされた場合は、役場健康福祉課で再発行できます。）

- 後期高齢者医療保険料 普通徴収（第6期分）

納期限は12月25日(金)です。口座振替の場合は12月28日(月)が振替日になりますので、ご利用の方は残高をご確認ください。

問合せ 役場 ☎66・3111

固定資産税 税務会計課課税担当 内線113
国民健康保険税（納税） 税務課国民健康保険税担当 内線112
介護保険料 健康福祉課介護保険担当 内線133
後期高齢者医療保険料 町民課給付担当 内線123